定　　款

第１章　総　則

（商　号）

第１条

当会社は、株式会社いつもと称し、英文では、itsumo.inc.と表示する。

（目　的）

第２条

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

⑴ Ｅコマース全般に関するコンサルティング業

⑵ Ｅコマース全般に関するWeb製作、運営、管理業務及びシステム提供

⑶ インターネット広告・宣伝事業

⑷ フルフィルメントの企画立案、運営、管理事業

⑸ 販売製品の製造

⑹ 卸売業

⑺ 小売業

⑻ 人材研修・教育事業

⑼ システム開発・販売事業

⑽ 有料職業紹介・労働者派遣事業

⑾ 前各号に付帯する一切の事業

（本店の所在地）

第３条

当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

（機関）

第４条

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

⑴取締役会

⑵監査等委員会

⑶会計監査人

（会社の公告方法）
第５条
　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　式

（発行可能株式総数）
第６条
　当会社の発行可能株式総数は、18,400,000 株とする。

（自己の株式の取得）
第７条
　当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）
第８条
　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株式についての権利）
第９条
　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利
（２）会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利
（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第 10 条
　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。
３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを

取扱わない。

（株式取扱規程）
第 11 条
当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株　主　総　会

（招　集）
第 12 条
当会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）
第 13 条
当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月３１日とする。

（招集権者及び議長）
第 14 条
株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）
第 15 条
当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）
第 16 条
株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2　会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）
第 17 条
　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2　株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（株主総会の議事録）
第 18 条
　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令の定める事項については、議事録に記載又は記録する。

第４章　取締役及び取締役会

（員数）
第 19 条
　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は、10 名以内とする。
2　当会社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

（選任方法）
第 20 条
　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
2　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）
第 21 条
　取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終の

ものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3　補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）
第 22 条
　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から代表取締役を選定する。
2　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）
第 23 条
　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2　取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）
第 24 条
　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2　取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）
第 25 条
　当会社は、会社法第３７０条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（重要な業務執行の決定の委任）
第 26 条
　当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の決議の方法）
第 27 条
　取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の議事録）
第 28 条
　取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令の定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席取締役が記名押印又は電子署名する。

（取締役会規程）
第 29 条
　取締役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）
第 30 条
　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）
第 31 条
　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第４２３条第１項の取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。
２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　監査等委員会

（監査等委員会の招集通知）
第 32 条

監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会の決議の方法）

第 33 条

監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

（監査等委員会の議事録）

第 34 条

監査等委員会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令の定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席監査等委員が記名押印又は電子署名する。

（監査等委員会規程）

第 35 条

監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第６章　会計監査人

（選任方法）

第 36 条

会計監査人は、株主総会において選任する。

（任期）

第 37 条

会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第７章　計　算

（事業年度）
第 38 条
　当会社の事業年度は、毎年４月１日から３月３１日までの１年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）
第 39 条
　当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第１項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）
第 40 条
　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月３１日とする。
２　当会社の中間配当の基準日は、毎年９月 30 日とする。
３　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）
第 41 条
　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、監査等委員会設置会社移行前の監査役（監査役であった者を含む）の、会社法第４２３条第１項の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2020 年９月　４日　改定